○　24時間保育日数の算定方法（別紙様式２－５関係）

別 紙 ２

24時間連続して保育実績があること。

（通常の保育所開所時間内においても連続して保育実績があること）

※「別紙様式２－５」には、通常の保育所開所時間以外の時間帯に、保育実績の

ある人数を記入すること。

以下の例を参考にしてください。

　　　・通常の保育所開所時間（9:00から17:00まで）･･･ A児童を保育

　　　・その他の時間帯（17:00から翌9:00まで）･･･ B児童を保育

　　　　⇒保育実績が24時間連続しているため、24時間保育を１日と算定

　　　　　「別紙様式２－５」には該当人数を「１」と記入

　　【例２】

　　　・通常の保育所開所時間（9:00から17:00まで）･･･ A児童を保育

　　　・その他の時間帯（9:00から22:00まで）･･･ B児童を保育

　　　　　　　　　　　（15:00から0:00まで）･･･ C児童を保育

　　　　　　　　　　　（0:00から9:00まで）･･･ D児童を保育

　　　　⇒保育実績が24時間連続しているため、24時間保育を１日と算定

　　　　　「別紙様式２－５」には該当人数を「３」（B～D）と記入

　　【例３】

　　　・通常の保育所開所時間（9:00から17:00まで）･･･ A児童を保育

　　　・その他の時間帯（16:00から22:00まで）･･･ B児童を保育

　　　　⇒保育実績が24時間連続していないため、24時間保育加算の対象外

※別紙１－４、２－４（保育児童名簿）に記載する保育所利用数について

保育所利用数の算定を行う場合、24時間保育の児童は原則1日としてカウント

ただし、翌日の通常開所時間帯において、半日保育以上（原則３時間以上）保育している場合は2日とカウント

例：通常保育所開所時間（7:00から18:00まで）･･･A児童を保育

　　　16:00から翌9:00まで･･･B児童を保育

　　　16:00から翌13:00まで･･･C児童を保育

　　　上記の場合、A児童、B児童は１日、C児童は２日とカウントする

２４時間保育の算定方法について（概要）

近年、算定方法誤りによる**返還**事例が多発しています。

☆２４時間保育に算定できる条件

**→通常の開所時間以外の時間を含め、24時間連続して保育した実績がある場合（通常の開所時間にも保育実績があることが前提です）**

その日の通常閉所時間から、次の日の通常開所時間までの間、途切れなく子どもを保育し続けて初めて加算対象です！

1人も保育していない時間がわずかでもあれば加算できません！

◆【例】：開所時間７時～18時の場合（開所時間帯は連続した保育実績あり）

○OK例



○**NG**例

